

議案第9号

平成23年度農作物特別積立金の取崩しについて

伊賀市・名張市広域行政事務組合農業共済条例（平成18年伊賀市・名張市広域行政事務組合条例第2号）第153条第5項の規定により、平成23年度農作物共済損害防止事業、鳥獣害防止対策事業に充てるため、農作物特別積立金の取崩し額を下記のとおり定めようとする。

平成23年2月21日

伊賀市・名張市広域行政事務組合
管理者 内保博仁

記

1 農作物共済損害防止事業

- | | |
|--|-------------------|
| 1 交付予定金額 | 1,800,000円以内 |
| (1) 農作物特別積立金取崩し予定額 | 1,640,000円以内 |
| (2) 三重県農業共済組合連合会からの
受取一般損害防止事業負担金の収入予定額 | 160,000円見込 |
| 2 交付目的 | 農薬等及び防除機材購入費の一部助成 |
| 3 交付予定時期 | 随時 |

2 鳥獣害防止対策事業

- | | |
|--|--|
| 1 交付予定金額 | 6,900,000円以内 |
| (1) 農作物特別積立金取崩し予定額 | 4,300,000円以内 |
| (2) 三重県農業共済組合連合会からの
受取一般損害防止事業負担金の収入予定額 | 2,600,000円見込 |
| 2 交付目的 | 有害獣を捕獲する捕獲柵、捕獲器等の施設購入費の一部助成
鳥獣害防止施設設置に必要な資材購入費の一部助成 |
| 3 交付予定時期 | 随時 |